

酒類 亡失届出書
 酒母 腐敗
 もろみ

収受印

整理番号 ※

平成 年 月 日	届出者	(住所) 〒		(電話)	局番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名)			
酒税法第50条の2第2項の規定により下記のとおり届出します。					
記					
亡失(腐敗)の日時		平成 年 月 日 午 時 分			
亡失(腐敗)の場所					
亡失(腐敗)の原因					
亡失(腐敗)の酒類(酒母、もろみ)	種類				
	品目別				
	アルコール分	エキス分	度	度	
	その他の区分				
	容器区分	容器番号又は容器個数			
	数量				
亡失(腐敗)後の管理及び今後の処理見込み					
亡失(腐敗)の状況					

酒類・酒母・もろみ 亡失・腐敗 届出書の記載要領

- 1 この申告書は、製造場内において酒類、酒母若しくはもろみを亡失又は腐敗（酒類が腐敗以外の事由により飲用に供し難くなった場合を含む。）した場合に、直ちに提出してください。ただし、酒類を亡失した場合の届出は、1回の亡失数量が100リットル（ビール又は発泡酒については400リットル）未満で、かつ、この亡失の原因等を帳簿に明瞭に記載している場合は、1か月の範囲内において一括届出しても差し支えありません。
- 2 製造から移出までの工程中における通常の欠減（貯蔵、移動、ろ過、詰口等）と認められるものについては、この届出書を提出する必要はありません。
- 3 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「品目別」欄には、酒税法第4条《品目等》に規定する品目の区分のほかウイスキー原酒及びブランデー原酒についてはその旨を記載してください。
- 4 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「エキス分」欄には、砂糖等を加えたしょうちゅう、スピリッツ類及びリキュール類についてのみ記載してください。
- 5 「亡失（腐敗）の酒類（酒母、もろみ）」の「その他の区分」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 租税特別措置法第87条の3の規定を受ける合成清酒、みりん及びその他の雑酒については、その旨
 - (2) 発泡酒については、酒税法第22条第1項第10号イの(1)、(2)及び(3)の適用区分
 - (3) 酒税法第22条第2項の規定に該当するものについては、発泡性を有する旨
- 6 アルコール分及びエキス分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 7 不要な文字は二重線で抹消してください。
- 8 「整理番号」欄は記載しないでください。